

白山市公衆無線LAN利用規約

第1条（目的）

この規約は、本市が整備する無線によるインターネット接続環境（以下「無線LAN」という。）の利用に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 無線LANを利用する者（以下「利用者」という。）は、本規約に同意したものとみなす。

第2条（サービスの内容）

無線LANを利用することができる施設、場所及び時間は、別表のとおりとする。ただし、イベント等の実施にあわせ利用時間の変更若しくは中止できるものとする。

2 本サービスの利用料金は無料とする。

3 本サービスの利用申請は不要とする。

第4条（利用者の資格）

利用者は、個人とし、法人等による組織的な利用は認めない。ただし、市長は、特に必要があると認めるときは、この限りでない。

第5条（無線LANの利用）

本サービスを利用するための通信機器（以下「パソコン等」という。）は、利用者が準備するものとする。

2 利用施設の既設電源の使用が認められている場合を除き、利用者が利用するパソコン等及びパソコン等の付属機器等に供給する電源は、利用者が準備するものとする。

3 利用者は、無線LANの利用に際し、不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成11年法律第128号）その他関係法律等を遵守しなければならない。

4 本サービスを利用するためのパソコン等の設定及び操作は、利用者が行うものとする。

5 本サービスへ接続するパソコン等のセキュリティ対策は利用者が行うものとする。

6 本サービスを利用する者は、他の利用者の迷惑とならないように、音量等に配慮して利用するものとする。

7 その他の利用方法については、利用施設の指示に従うものとする。

第6条（利用の停止）

市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、事前に通知することなく、直ちに当該利用者の利用を停止することができる。

- （1）第7条で禁止している事項に該当する行為を行った場合
- （2）前号に掲げる場合のほか、本規約に違反した場合
- （3）その他利用者として不適切であると市長が判断した場合

第7条（禁止事項）

利用者は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

（1）他の利用者、第三者若しくは本市の著作権又はその他の権利を侵害する行為及び侵害するおそれのある行為

（2）他の利用者、第三者若しくは本市の財産又はプライバシー権を侵害する行為及び侵害するおそれのある行為

（3）前2号に掲げる場合のほか、他の利用者若しくは本市に不利益又は損害を与える行為及び与えるおそれのある行為

（4）誹謗中傷する行為

（5）公序良俗に反する行為又はそのおそれのある行為若しくは公序良俗に反する情報を提供する行為

（6）法令に違反し、若しくは違反するおそれのある行為

2 前項各号に該当する利用者の行為によって本市、利用者本人及び第三者に損害が生じた場合は、利用者が全ての法的責任を負うものとし、本市は、一切の責任を負わないものとする。

第8条（運用の中止・変更）

市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、無線LANの利用を中止できるものとする。

（1）無線LANのシステムの保守又は工事を定期的又は緊急に行う場合

（2）自然災害等により無線LANの運用が通常どおりできなくなった場合

（3）無線LANのシステムに係る設備やネットワークの障害等、やむを得ない事由がある場合

（4）その他無線LANの運用上、一時的な中断が必要であると判断した場合

2 無線LANの利用の中止等により、利用者又は第三者が被ったいかなる損害についても、理由を問わず、本市は、一切の責任を負わないものとする。

3 本市は、利用者の承諾なしに本サービスの内容を変更できるものとする。

第9条（免責）

無線LANのサービスの内容及び利用者が無線LANを通じて得る情報等について、その完全性、正確性、確実性、有用性等について本市は、いかなる保証も行わないものとする。

2 パソコン等の種類若しくはソフトウェア等の種類により本サービスが利用できない場合があっても本市は責任を負わないものとする。

3 本サービスの利用によって生じたあらゆる損害について本市は、一切責任を負わないものとする。

4 利用者がインターネット上で利用した有料サービスについては、その理由にかかわらず、当該利用者が費用を負担するものとする。

5 利用者が無線LANを利用したことにより、他の利用者や第三者との間に生じた紛争等について、本市は、一切の責任を負わないものとする。

第10条（本規約の変更）

市長は、利用者の承諾を得ることなく、この規約を変更することができる。

附 則

本規約は、平成24年11月14日から施行する。

附 則

本規約は、令和8年3月25日から施行する。

別表（第2条関係）

住 所	施 設
白山市倉光二丁目1番地	白山市役所 本庁1階ロビー
白山市西新町168番地1	白山市立博物館
白山市旭町61番地1	中川一政記念美術館
白山市殿町56番地	松任ふるさと館
白山市殿町310番地	千代女の里俳句館
白山市相木町1020番地	I R松任駅
白山市美川中町口221番地	I R美川駅
白山市八幡町リ110番地	パーク獅子吼 獅子ワールド館
白山市鶴来新町タ1番地	横町うらら館
白山市白峰口64番地3	白峰特産品販売施設 菜さい

摘要 電波伝搬の状況により、この表に掲げる利用場所内であっても利用できない場合がある。